

第 3 回武庫川河川整備地域懇談会 議事録

日時 平成 24 年 1 月 31 日 (火) 13:30 ~ 16:00

会場 西宮市立勤労会館 4 階 第 8 会議室

1.開会

(事務局) それでは、少しお時間は早いのですが、皆さまおそろいでございますので、ただ今から第3回武庫川河川整備地域懇談会を開催させていただきます。本日司会を務めさせていただきます西宮土木事務所武庫川事業課長の當舎でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の方全員にご出席いただいておりますので、第3回の懇談会は成立しておりますことをまずご報告させていただきます。

なお、この第3回懇談会の周知につきましては、昨年12月26日に記者発表をしますとともに、阪神南泉民局のホームページに掲載、あるいは「市報あまがさき」の1月号、それと「西宮市政ニュース」の1月25日号に掲載をさせていただいております。また、本日の懇談会につきましては公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、最初にお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。まず1枚目に議事次第でございます。それと懇談会委員名簿でございます。それと関係行政機関・事務局出席者名簿でございます。配席図でございます。それと資料1としまして、「第2回懇談会委員意見への回答」でございます。すみません、一つ抜けました。「第2回懇談会委員意見への回答(説明用)」、A4縦のものでございます。それと資料2-1としまして、「実施計画案の考え方」でございます。資料2-2としまして、「武庫川河道計画平面図」でございます。資料2-3としまして、「武庫川河道計画横断図(実施計画案)」でございます。資料2-4としまして、「実施計画案 整備イメージ」でございます。資料2-5としまして、「自然環境の保全・向上のイメージ(案)」でございます。資料2-6としまして、「武庫川河川敷利用平面図」でございます。それと参考資料1としまして、「第2回懇談会議事骨子」でございます。参考資料2としまして、「河川整備計画の基本的な考え方」でございます。最後に参考資料3としまして、「住民からの主な意見及び回答」でございます。以上でございますが、皆さま過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、委員の方には、一部カラー印刷をしました資料をお配りしておりますが、傍聴の方につきましてはすべて白黒印刷した資料をお配りしております。スクリーンにカラー表示した映像を随時映し出しますので、説明に併せてご覧いただきますようお願いいたします。

なお、本日の懇談会資料につきましては、後日、阪神南県民局のホームページに掲載いたします。

それから、傍聴される皆さまにお願いがございます。受付でお配りしました「傍聴の方へお願い」という用紙をご覧ください。発言議事録、写真撮影につきましては記載のとおりでございますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。写真撮影についてですが、懇談会の活動状況の記録を残すためにカメラによる撮影を行っております。公表する目的ではなく、内部の記録用に撮影するものでございます。傍聴者個人が特定されるような写真の撮り方はしないように留意いたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。どうしても承認できないという方がおられましたらお申し出いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、本日はマスコミ取材ということで、毎日新聞社さんと神戸新聞社さんから申し込みを受けております。広報では16時終了とお知らせしておりますが、会議の内容によりまして16時を超えることがございますので、その点はよろしく願いいたします。

では、開会に当たりまして、阪神南県民局西宮土木事務所長の杠よりごあいさつを申し上げます。

2.開会あいさつ

(事務局) 皆さん、こんにちは。西宮土木事務所長の杠でございます。第3回武庫川河川整備地域懇談会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中、また、お寒い中、体調を壊している委員の方もいらっしゃるようでございますが、大石委員長、浅見委員はじめ委員の方々におかれましては、本当にご出席賜りましてありがとうございます。今回の懇談会に当たりましては、事前にいろいろなお助言などをいただきまして、重ねて御礼申し上げたいと思います。

この懇談会は、昨年8月25日に発足いたしまして、昨年12月5日に第2回目をさせていただきました。本当に委員の皆さん方には、それぞれの立場で活発な意見をいただいていると思っております。一方、私どもは5月半ばから12月にかけて、出前講座を含めまして、地元に対して48回、約1900人の方々に対して武庫川についてのご説明をさせていただいております。その間もいろいろな意見をもらっております。武庫川に対するいろいろな思いがあるなということを感じている次第でございます。一方、私どもは現地で

の測量、あるいは設計など検討を進めておりまして、皆さん方の意見を参考にしながら、その成果を本日お示ししたいと考えております。

本日は、まず私どもは、前回いただきましたいろいろな質問等について回答させていただきまして、今回、お手元にあると思っておりますが、河川敷の計画につきまして皆さん方から忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。この懇談会が有意義になりますようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 議事

(事務局) それでは、次第3の議事につきましては、大石委員長に司会を務めていただきたいと思っております。それでは、大石委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長) 皆さま、こんにちは。本日はお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。それでは、座って議事を進めさせていただきたいと思っております。

今、枉所長からお話がありましたように、この会は8月に発足して議事を進めてきたわけですが、特に第2回においては、皆さまの立場からのご意見を幅広く伺うことができたと考えております。本日はそれに対する事務局からの説明がなされ、その後、河道整備実施計画の説明がなされます。特に河道整備実施計画の説明がなされた後、皆さまからまたご意見をお伺いしたいと思っておりますので、少し長い時間になりますが、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。本日の議事は、今、申し上げましたように、前半の「(1)第2回懇談会の委員意見への回答」として、委員の皆さまからのご意見への回答を事務局から説明します。また、休憩を挟んで後半では、「(2)河道整備実施計画(案)に関する説明」として、これまでお聞きしてきた委員の皆さまの意見、県が実施してきた地元説明会やアンケートの意見を参考に作成された河道整備実施計画(案)について事務局が説明します。事務局からの説明の後に委員の皆さまからのご発言をお願いしたいと思っております。(1)の委員意見への回答についても質疑等ございましたら、その後時間を取っておりますので、その点についてもよろしくお願いいたします。

続きまして、事務的なことではあるのですが、今回も運営要領第5条第2項に基づき、議事録の署名人をご指定させていただきたいと思っております。これまで同様に浅見委員にお願

いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議事の「(1) 第2回懇談会の委員意見への回答」といたしまして、事務局からの説明をお願いいたします。

(1) 第2回懇談会の委員意見への回答

(事務局) それでは、「第2回懇談会の委員意見への回答」について、資料1で順番に説明をさせていただきたいと思います。

資料1ですが、左側に第2回懇談会で委員の皆さまからいただいたご意見を記載しております。右側にそれへの回答を記載しております。この意見について順番にご説明いたします。

早速ですが、一つ目の意見についてご説明いたします。樹木の伐採に関するご意見で、武庫川の堤防は砂でできた脆弱な堤防であり、樹木によって守られてきた歴史がある。こうした歴史と新河川法の理念に従って、桜や松を武庫川に植えてきた。この経緯からすれば、県自らが河川内の樹木を伐採することは、新河川法に違反することになるのではないかというご意見でございます。

このことに対する回答に当たりまして、はじめに、「新河川法と河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」についてご説明いたします。

〔説明用資料 シート2〕

前の画面も併せてご覧ください。河川法ですが、平成9年に改正されまして、河川管理の目的として、治水・利水に加え、「河川環境の整備と保全」が明確に位置付けられました。これを新河川法と呼んでおります。この河川法の改正を受けまして、河道内樹木の伐採や植樹に関する基準も見直しされ、新たに「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」が平成10年6月に定められました。

〔説明用資料 シート3〕

この伐採植樹基準の主な内容についてご説明いたします。主な内容として3点ございます。

1点目が伐採に関する事項でございます。画面の赤枠内が基準の抜粋でございます。そ

の内容は、樹木が治水上等の支障となると認められた場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐採することを基本とするというものでございます。樹木が治水上の支障となる理由には、洪水時に水位上昇をもたらす、堤防沿いに高速流が発生する、堤防・護岸等の河川管理施設に根が悪影響を及ぼすことなどが考えられます。

〔説明用資料 シート4〕

続きまして、基準の主な内容の2点目でございます。高水敷における高木の植樹基準でございます。同じく赤枠内が基準の抜粋でございます。河道の高水敷に高木を植樹する場合には、次の各号の区域以外の区域で、かつ、比較的流下能力に余裕がある区域において行うものとする。各号の区域と申しますのが、1.堤防に危険を及ぼすおそれのある区域、2.河川管理施設へ影響を及ぼすおそれのある区域、3.植樹木が倒伏または洗掘されるおそれのある区域、4.植樹木が倒伏または流出し河道等が閉塞されるおそれのある区域のことでございます。つまりこれらの区域以外で比較的流下能力に余裕がある区域において、高木を植樹する場合はするという基準でございます。

具体的にはどのようなことかと申しますと、下の図面になりますが、堤防の法尻から20m、また、低水路の肩から20m、この区域につきましては植樹をすることができません。また、ハイウォーターレベル（計画高水位）と堤防の川側の法面の交点、この箇所から25mの区間は植樹をすることができません。つまりこの赤色矢印の区間が植樹可能区域ということになります。また、この区域であっても一定の密度を超えるような植樹をすることはできないと定められています。これが基準の主な内容の2点目でございます。

〔説明用資料 シート5〕

続きまして、基準の主な内容の3点目、堤防の裏小段及び側帯における植樹基準でございます。同じく赤枠内が基準の抜粋でございます。その内容は、植樹は、樹木の主根が成木時においても計画堤防内に入らないよう行う。裏小段については、堤防法尻沿いに必要な盛土を設けることとし、必要に応じ縁切り施設を設けて行う。側帯については、盛土部分がある場合には、必要に応じ堤防裏法面と盛土部分の間に縁切り施設及びドレーン工を設けて行うというものでございます。

少し分かりにくいのですが、具体的には図のように、堤防の裏法に計画堤防以外のスベ

ース、図面の斜線箇所になりますが、計画堤防以外のスペースが確保できなければ植樹することができないという内容でございます。

なお、基準の中では、堤防の川表側の法面につきましては植樹を許容していません。

以上が伐採・植樹基準の主な内容でございます。

〔説明用資料 シート6〕

このことを踏まえまして、武庫川における河川区域内樹木の取り扱いについてですが、武庫川における一部の樹木は古くから生育しており、武庫川の景観を特徴づけ、地域住民の方にも親しまれております。このことを受けまして、武庫川では治水上等の支障とならない範囲で樹木の保全に努めてまいります。ただし、治水上等の支障となる樹木については伐採することを基本といたします。なお、河川敷での植樹は、河川法第27条の規定により、河川管理者の許可なく行うことはできないとされています。

以上が一つ目の委員意見への回答でございます。

(委員) 1項目ずつ片付けよう。今の問題は僕の武庫川の自然を守る会への回答です。私から提出した問題です。ですから、当然私の方から短くご説明します。河川法違反ではないかという問題提起をしております。この新河川法がいつからですか。

(事務局) 平成9年に改正されております。

(委員) 平成9年以前に県自らが今の盛土をして外側に、堤防の内面ですね、尼崎のところは外側に桜並みを造っています。しかも、これは県の行政の中で加古川、篠山川、武庫川、U型に桜並木を造るといううたい文句の中で尼崎にも言ってきた。でも尼崎は商工会議所、それから、地域の土地持ちの人、それから、われわれ、このプランは僕の方から出したのです。それで、すぐに盛土をして、桜並木を植えて、今は30cmぐらいになっています。そのとき既に河川法違反をしていたということを県は認めますか。今こういうものは河川法違反になりますのでと一生懸命説明していますが、僕は県自らが河川法違反しているではないかという問題提起を、もう少し前後の時間をかけた問題として言っているので、どうですか。答えは？

(事務局) 確か平成3年ごろから桜を植えており、武庫川から円山川まで、瀬戸内海から日本海までを1本の桜つつみ回廊として、1週間かけて咲きますので、その間ずっと桜を鑑賞できるではないかと、こういうイベントの企画を立てまして桜を植樹していきました。その基準におきましては、国の方からも桜つつみモデル事業という事業が設置されて、現在の堤防をいじめないよう、そこへ桜の根が入らないように盛土をして植えています。

(委員) 分かりました。旧河川法に抵触しないように盛り土をして、そういう知恵を出して、河川法に引っ掛からない面で植えたわけですよ。だから、その件もそのとき既に河川法違反だと、それをどう解釈したかということを知っている、いきさつを知っているのではない。

(事務局) それは国の方が判断する問題でありまして。

(委員) それでは責任回避ではないか。行政の責任者が国のあれだと言っていたら。うるさいことはやめておきます。

その次に、阪神電鉄から下にこのところ3~4年かけて桜と松を汽水域で植わるか植わらないかという問題を、われわれのところの会員が庭の桜の木を移したら、汽水域に大きくなったから大丈夫だというわれわれの提言で、今、桜と松がこんもりと茂っている。この時期も県が許可したのは、今、言ったような条項を知らなかったのですか。明らかに河川法違反ではないかとわが会が問題提起していることに対して、今、二つの桜並木と河口地帯の阪神電鉄から下の植樹に対して、河川法違反だったと認めるのですか。法律は詳しく、これは河川法違反だと言いながら、県自らがやっているではないですか。どうなのですか。それだけでなく地域ではその木を切ると騒いでいるのですよ。

(事務局) 確かに新河川法は平成9年からで、それに基づく基準も平成10年6月にございますが、この基準はもう一つ前に平成元年にも基準が出されておりまして、そのときも住宅側に盛り土をしてやりましょうというのが書かれていますので。

(委員) 法律は新しいやつが実効力があるのです。

(事務局) ええ。ただ、植樹基準としてございますので、桜づつみモデル事業でやりました内容は、国から出された基準に基づいて実施していますので、違反ではないと考えております。

(委員) 国が言ったから違反ではないのですか。あなた方はどう思ったのですか。例えばあなた方だって民衆と一緒になのですよ。

(事務局) はい、そうですね。

(委員) 公僕ではあるし、われわれのしもべなのだから対等なのだから。僕でもそう思うのだから、あなた方は行政のそういうところにおいて、それはおかしいと思わなかった？ 国がこう思ったらそうなるのですか。その問題はいいです。問題がたくさんあるから。

第3に、やはりこれに関連して、今、阪神が工事していますね。

(事務局) 阪神電鉄、はい。

(委員) あれは何？

(事務局) 武庫川の中でやっている分でしょうか。あれは、阪神電鉄さんからお聞きしていますのは、阪神電鉄の武庫川駅。

(委員) お聞きではなくて、届けがあるのでしょうか。

(事務局) そうですね。私どもが仕入れている情報としましては、協議があって仕入れている話なのですが、現地の看板にも出ていますように、駅のプラットフォームの拡幅工事をすることによって協議を受けまして、今、西宮側の堤防道路からの進入路の工事、あるいは聞いていますのは、台船を浮かばせて行う、そういう工事をされると聞いています。

(委員) 橋げた何本建てるの？

(事務局) そういうものでないです。プラットホームですので。

(委員) プラットホームを延長するだけ？

(事務局) そうです。地上部分のプラットホームを広げるということです。

(委員) 分かりました。そうしたら、河川法違反になることで一番危険なのは、樹木が流れて橋げたに引っ掛かって洪水のあれになるというようなことで、旧河川法以来それは問題だったのです。認識としては、そうしたら、まず橋脚を少なくするというので、いろいろな方法がありますね。橋脚をなくしてアーチ式にしたり、それから、つり下げたり、そういうことを整備してこそ、堤防の松が流れたときに問題が少なくなるのです。そういうことも考えていますか。橋げた、宝塚から尼崎の間に何本橋がありますか。

(事務局) 本数は10本以上ございます。ちょっと本数は・・・。

(委員) まあまあいいから。

(事務局) おっしゃるように、川の中に橋を設けるときにはやはり基準がございまして、新しく橋を架けるときは、柱と柱の間は何m以上にしましょうとかという基準がございませぬ。

(委員) だから、木が引っ掛かるか、引っ掛からないかという基準ですか。そうだとしたら、そんなもの間隔をいくら広げても同じことだから、アーチ式や懸垂式にすると、今から言って、あの実施にしなければならぬですね。だけれども、そういうことも河川法の中で木が流れるからやばいから、だからというけれども、そういう対策を取っておかなければいけませんね。これは権限です。分かりました。質問はこれで終わります。

(事務局) はい。ありがとうございます。

(委員長) ありがとうございます。では次に移らせていただきます。まだ2番目の項目等がありますね。お願いします。

(事務局) 引き続き、資料1で委員意見への回答を続けさせていただきます。二つ目の委員からの意見でございます。樹木の伐採に関する意見で、樹木については。

(事務局) まだ1枚目の一番下がございますので、1ページ目の一番下でございます。

(事務局) 1ページ目の一番下でございます。樹木については、どの木を切るのかデータがないというご意見をいただいております。これにつきましては、河道整備に当たって支障となる樹木は伐採する必要がありますので、これら樹木につきましては、河道の実施計画がおおむね固まった段階で現地に目印を付けさせていただきます。

続きまして、2枚目に移らせていただきます。不法占用等に関する意見でございます。物置小屋やポート小屋等の不法占用物は、大雨が降ったときに障害となる可能性があるが、どのように考えているのか。河川敷利用者もマナーを考えてもらいたい。樹木に鎖をくくりつけたり、河川敷に垣根を作って使用場所を独占したりしている。スポーツも結構だが、自然を損なわないように徹底していただきたい。行政の手が回らないなら、民衆の団体が監視指導をやっていかなければ駄目だというご意見をいただいております。これにつきましては、治水上著しい支障がある不法行為については、関係部局とも連携しながら不法行為者への指導に努めてまいります。

続きまして、改修方法等に関しまして大きく三つのご意見をいただいております。一つ目のご意見ですが、高水敷を掘削する計画だが、武庫川の堤防は砂山であり一般論は当てはまらない。高水敷は、堤防を支える地盤であることから、高水敷を掘削すれば堤防の地盤が緩む。まず堤防の地質データを出してから掘削を議論すべきというご意見をいただいております。これにつきましては、低水路拡幅や高水敷切り下げに伴う浸透による堤防への影響については、土質データに基づく解析的検討を行っております。そして、安全性にほとんど影響がないことを確認しております。また、侵食による堤防への影響については、低水護岸を設けるとともに、「河道計画検討の手引き」に記載の必要高水敷幅を取ることで、堤防の安全性を確保しております。

続きまして、改修方法等に関する2点目のご意見でございます。複数地点で計画されて

いる床止めの撤去は、一度に全部行うのではなく、自然環境や河川利用に与える影響を見極めながら、一定の期間を置いて実施すべきであるというご意見でございます。これに関しましては、河川改修は下流から上流に向かって順に工事を進めることから、潮止堰や床止工を一斉に撤去することはございません。施工に当たっては、床止工の撤去等に伴う河川への影響を把握し、次なる工事への反映に努めてまいります。

続きまして、改修方法等に関する三つ目のご意見でございます。高水敷切り下げをなくして（高水敷を全面切り下げて）、その分高水敷を広げてほしいというご意見、また、高水敷を全面切り下げればどの程度低水路を前出しできるのか、堤防の強度への影響はないのか、南武橋付近や国道43号下流で検討してはどうかといったご意見をいただいております。これにつきましては、高水敷の全面切り下げは樹木の伐採等の課題があることから、整備計画では行わないこととしております。

続きまして、スポーツ代替施設に関するご意見でございます。資料に4点記載しておりますが、内容といたしましては、低水路拡幅や高水敷掘削により今のスポーツ利用できるスペースが減ってしまうので、代替のスポーツ施設を確保してほしい、考えてほしいといったご意見でございます。これにつきましては、市内の公園や小学校などを所管しております尼崎市さん、西宮市さんにご回答をいただいております。まず尼崎市さんのご回答ですが、「今回整備を行う高水敷の範囲にはスポーツ施設はありません。なお、整備範囲外においても代替地を用意する考えはありませんが、利用可能な運動施設の情報提供は行うこととします」。続きまして、西宮市さんの回答でございます。「団体利用の代替地については、市では用地の確保が困難であることから、利用可能な運動施設の情報提供を行うこととします」。こういった回答をいただいております。

続きまして、改修後の高水敷利用に関するご意見でございます。盆踊りのような歴史のある利用については残せるような工夫を検討してほしい、尼崎側でも狭くなった高水敷でマラソンができるように考えてほしい、改修によってサッカーや野球の利用にはどの程度の影響があるのかといったご意見をいただいております。これにつきましては、後ほど資料2-6によりましてご説明させていただきます。

続きまして、親水対策につきまして大きく四つのご意見をいただいております。一つ目ですが、高水敷の2段になる法面をコンクリートではなく土仕上げなどにすれば子供たちが遊べるのではないかというご意見をいただいております。これにつきましては、低水護岸付近は、流れが複雑となり、洗掘を受けやすいことから、コンクリートブロック等によ

る保護が必要となると考えております。

続きまして、2点目ですが、低水路が狭くなった兩岸の高水敷を沈下橋でつなげば、野球やサッカーはできないが、行き来ができ、子供が遊ぶには良いと考えるというご意見をいただいております。これにつきましては、沈下橋は、洪水時に流れを阻害し乱流の原因となってさまざまな災害を惹起することが多くあります。特に出水の初期には上流からの流木、ごみ等が引っ掛かり、これによる河積阻害が沈下橋の橋面以下の断面のみではなくその何倍にも達することが多く、治水上の影響が著しく大きいことから設置できません。このことは「工作物設置許可基準」に規定されております。

続きまして、親水対策の3点目のご意見でございます。子供たちが川に近づけるように親水対策を考えるべきではないかというご意見をいただいております。これについては、後ほど資料2-5によりご説明いたします。

続きまして、親水対策の4点目でございます。武庫川の水辺利用として、近隣の大学からカヌーの上げ下ろしのため南武橋下流付近で水辺を階段状にしてもらえないかと聞いているというご意見でございます。これにつきましては、公共財産である河川に、特定の利用を目的とする施設を設置することは、公共性・公平性の観点からできませんが、矢板護岸の改築に併せ、親水性の向上を図っていくことを考えております。

続きまして、自然環境対策に関するご意見を3点いただいております。1点目が、高水敷の切り下げ箇所を水位の上がり下がりに応じて水がかぶるように工夫することで、干潟の植物の再生が期待できる。また、そういった場所は子供たちの遊び場、環境教育の場となる可能性もある。高水敷の切り下げ箇所全区間を干潟とするのではなく、1カ所ぐらい検討してはどうかというご意見をいただいております。これにつきましては、資料2-5で後ほどご説明いたします。

引き続きまして、2点目の水際を一直線にするのではなく、ワンドのようなものを作れないかというご意見につきましても、資料2-5により後ほどご説明いたします。

続きまして、自然環境対策の3点目、手を加えないところは極力改變しないでほしい。堤防の法面には人工的な園芸種は植えないでほしいというご意見をいただいております。これにつきましては、河川整備に当たって、自然環境への負荷をできるだけ低減するように配慮してまいります。

最後になりましたが、今回の計画に対する尼崎市、西宮市の行政としての意見を聞きたいというご意見をいただいております。これにつきましては、資料1に記載してはおりま

すが、尼崎市さん、西宮市さんの方からご回答いただきたいと思います。

（尼崎市） 尼崎市の河港課でございます。それでは、この部分につきましてご説明いたします。市としまして、治水対策ということで、今回の河川敷の掘削についてはやむを得ないものと考えておりますが、武庫川の河川敷につきましては、市民の憩いの場となっていることから、河川敷の利用の影響ができるだけ少なくするよう、掘削の範囲や深さを工夫できるところについては、利用者の意見を反映させていただきたいと考えております。今回ご説明いただいている計画につきましては、利用者の意見を踏まえたものであると思っております。今後もさらなる検討をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いします。

（西宮市） 西宮市の公園緑地グループと申します。西宮市といたしましては、現在の計画では高水敷の掘削、低水路の拡幅の範囲が西宮側に一定偏りがあるということから、これまで現状の施設の利用実態を考慮した掘削幅について検討をお願いしておりました。河川敷の利用面において影響が大きいですが、事業目的が治水対策ということから、西宮市としても一定の理解をしております。工事の年次計画をできるだけ早い段階で公表していただき、現在の利用者、団体への情報提供をお願いしたいと考えております。

以上です。

（事務局） 以上で第2回懇談会の委員意見への回答とさせていただきます。

（委員長） はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、委員の皆さまからご意見、ご質問をいただきたいと思います。よろしく願いします。

（委員） よろしいですか。

（委員長） はい、どうぞ。

（委員） 特に掘削する場所で河川敷が狭くなる所が阪神電鉄から旧国道ぐらいの所ですね。そのときの提言として、できるだけ早い時期に堤防を拡幅したらどうだという意見を

申し上げたのですが、そのことについては触れていないのですが。

(事務局) 一応回答としまして、前回の繰り返しになるのですが、今お手元の参考資料の2で基本的な考え方を入れておりますが、堤防の拡幅、あるいは嵩上げは、住民合意、あるいは周辺の影響が非常に大きいということで、この整備計画では川の中で断面積を広げることとしております。確率規模100年の河川整備基本方針に至りましても、資料は基本的な考え方の4番の河道掘削の考え方ですが、参考資料の2でございます。右下に3ページと振っている上です。ちょっと読みますと、密集市街地を流れる下流部築堤区間は天井川となっており、引堤や堤防嵩上げによる対策は社会的・経済的に大きな影響があります。また、堤防の嵩上げは災害リスクを増大させることにつながります。これらのことから引堤や堤防の嵩上げはこの下流部においてはしませんということで、ご意見としては確かに賜りました。ただ、私どもの回答としましては、なかなかそういうことは難しいということを考えております。

(委員長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。回答として、しょうがないです。

(委員長) そのほかございますでしょうか。よろしいですか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ここでいったん10分間の休憩に入らせていただきたいと思います。再開はこの時計で25分からでよろしいでしょうか。25分から次の議事、「河道整備実施計画(案)に関する説明」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局) すみません。次第では(1)と(2)を説明してから休憩となっておりますが、申し訳ございません。ちょっと都合でございまして、先に休憩とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。申し訳ございません。

休憩

(2) 河道整備実施計画(案)に関する説明

(委員長) 時刻になりましたので、再開させていただきます。議事の「(2) 河道整備実施計画(案)に関する説明」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 事務局の方から説明をさせていただきたいと思います。前回第2回の懇談会では、河川整備計画ということで、どういう断面になるのかということをご説明させていただきましたが、委員の皆さま方やアンケート等々でいろいろな意見が出された結果を反映いたしまして、今回実施計画を作成してまいりました。それも案ですが、示させていただきたいと思います。

〔説明用資料 シート7〕

実施計画に当たりまして、県の考え方というのは大きく三つの観点で今回の案を作成しております。前の画面の方ご覧いただきたいのですが、まず一つ目、治水という観点から見えています。二つ目の観点として自然環境、3点目の観点として河川利用、親水性も含めて河川利用という、大きくこの三つの柱から実施計画案を計画しております。

〔説明用資料 シート8〕

まず、最初の一つ目の治水の面からですが、主に基本的な考え方としましては、治水安全度の確保をまず最優先しようと、それから、自然環境との調和に留意しまして、河川利用などの多様な要請に応えられるような計画を作っていくということで考えております。

(事務局) すみません、今の資料は、お手元にお配りしています「第2回懇談会委員意見への回答(説明用)」をめぐっていただいて、「県の考え方」に載っております。お手元の資料はこちらをご覧ください。

(事務局) はい、すみません。

まず、前回の復習にはなるのですが、お手元にお配りしております参考資料の2で「河川整備計画の基本的な考え方」というものをお配りしているかと思います。

これの3ページなのですが、まず一番ベースになっているのは、先ほどご質問もございましたが、下流域のところにつきましては、引堤とか、堤防の嵩上げとか、そういうもの

をしない。民家がありますので、かなり長期間でコストも掛かるということで、こういうことはしていかないという考え方。それから、ここにつきましては、河床掘削を一番に、低水路の拡幅、高水敷の切り下げを行うことを考えております。そういう考えの下、戦後最大の雨を安全に流下させる断面を決定してまいりました。

〔説明用資料 シート9〕

そこで、前の画面も参考に見ていただければいいのですが、お手元の資料2-1で今回の断面についてちょっとご説明をさせていただきたいと考えております。

お手元の資料2-1で、まず青のラインが以前第2回で報告させていただきました整備計画案のラインでございます。赤のラインが実施計画案で、今回お示しする案でございます。この案の違いですが、冒頭でも申し上げましたけれども、皆さま方の意見が利用面に考慮して高水敷の段差をなくしてほしいとか、景観、自然環境の保全上、河川敷の樹木は切らないでほしいなどなどのご意見が出ておりました。ということで、流す計画流量は当然一緒なので、このようなご要望にお応えするには、断面積は変えられないので、何かをいじめて、何かに転用するという形で等積交換することを考えておてります。

そこで、まず青のラインから赤のライン、低水路拡幅を増やすということで、前のところで言いました、この部分に相当するのですけれども、青のラインから赤のラインの方に3.2m 堤防側に引きまして断面積を大きく取っています。その部分の代わりに高水敷のところの肩を9.2m 前に出してきています。そうすることによって、もともと低水路の幅が37.5m であるものが40.7m で広くなり、低水路拡幅の幅が広がりますが、その代わり高水敷の幅が20m で申し上げていたところが29.2m ということで、高水敷の段差をなくして広くしたということにしております。

前面に3mの犬走りというものがございます。これにつきましては、今現在も釣りとか、その他のもろもろの用途で使われているということから、機能についてはそのまま置いておく必要があると判断しまして、そのまま3mの犬走りを設置していません。

申し遅れましたが、ここの断面につきましては、西宮市側のNo.21ということで、前回一番大きく切り込むところの代表断面として今、説明をさせていただきました。

〔説明用資料 シート10〕

それから、次のページですが、次は尼崎市側ですが、No.29、これは旧国道の下流側のと

ここで、ここも尼崎としては一番切り込む所の代表的な断面を掲載しております。ここに
つきましても、先ほど西宮市側の No.21 でご説明差し上げたものと同様に、低水路の拡幅
につきましても、最初 2.7m でしたが 7.8m とちょっと堤防寄りに多く掘削するというこ
とで、その代わりに高水敷の幅につきましても 19.9m ということで当初お示しさせていた
だいていたのですが、29.4m に広く取れるような形で今回考えさせていただいております。

〔説明用資料 シート 9〕

ここの No.21 のところで、西宮市側の方なのですが、ここで 32m となっているのですが、
これを生物多様性の向上に配慮するため、水際部の護岸構造を少し変更する予定で考えよ
うとしております。ですので、必要幅は 30m 以上を確保するというで考えているので
すが、その 2m の中で自然に配慮した何かを造っていこうと現在検討をしているところでご
ざいます。

〔説明用資料 シート 11〕

次に、資料 2 - 2 に移らせていただきたいと思います。これは平面図なのですが、上の図
は、前回整備計画案ということでお示しさせていただきました絵でございます。下の絵は、
今回実施計画で示した絵であるということで、これにつきましても、先ほど資料 2 - 1 でご
説明させていただきましたので、あらためてここでご説明するという事は割愛させてい
たいただきます。

〔説明用資料 シート 13〕

それから、資料 2 - 4 ですが、平面図および横断図ではなかなかイメージが分かりづら
いと思われまますので、資料 2 - 4 で No.21 および No.29 のあたりのフォトモンタージュ、イメ
ージということで作成してきております。

〔説明用資料 シート 14〕

これにつきましても、西宮市側の現状の写真でございます。資料 2 - 4 の左側の図になる
のですが、この左側の図で赤のラインが今回の案で高水敷を切り下げする位置、黄色のラ
インが低水路の拡幅位置ということでラインを引かせていただいております。

〔説明用資料 シート 15〕

次のフォトモンタージュなのですが、これが前回お示しさせていただいた形のものですが、高水敷のところ非常に狭くて2段になるような形になっております。

〔説明用資料 シート 16〕

それを今回の案ではもう少し高水敷の幅を広く取るような形にしております。委員からも前回質問があって、河川敷の動線を確保していただきたいというご意見もございましたので、このフォトモンタージュでは非常に分かりづらいのですが、階段を設けているということでございます。

〔説明用資料 シート 17〕

これが尼崎側のイメージ図です。これは旧国道から下流の方を向いたフォトモンタージュなのですが、これが今の現況でございます。この現況で、先ほどと同様ですが、赤のラインが高水敷の切り下げ位置、黄色の位置につきましては、低水路の拡幅位置ということで示しております。

〔説明用資料 シート 18-19〕

前回の整備計画ではこのような形でお示しさせていただいていたのですが、これを今回実施計画案ということでこのような形で、2段にせず、できるだけ高水敷の幅を広く取るといったような形で今回ご提案させていただいているということでございます。

〔説明用資料 シート 20〕

続きまして、資料2-5に移らせていただきたいと思います。冒頭で3本柱と申し上げていたのですが、そのうちの2番目の柱である環境のことについてこれからご説明をさせていただきます。

まず、自然環境保全の基本的な考え方としまして、前にも映し出していますが、まず目標としまして、汽水域の拡大と干潟の創出を目標に掲げております。この考え方としましては、「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」ということで2原則、まず一つ目の原則ですが、流域内で種の絶滅を招かない、2番目の原則としましては、流域内に残る優れた「生物の生息空間」の総量を維持する、この二つの

原則を守ってやっていきたいと考えております。

プラスアルファといたしまして、悪いところにつきましてはより良く改善していこうという形でプラスアルファのことということで考えていこうとしております。この基本的な考え方を踏まえまして、今回われわれがやるところにつきまして、どういうことができるのかということで案を考えております。

〔説明用資料 シート 21〕

資料 2 - 5 の図面と前のパワーポイントを併せてご覧いただければ助かるのですが、まず前に映し出してあるものにつきましては、No.0 から大体 No.10 付近、阪神高速湾岸線から No.10 付近で比較的流下能力に余裕がある所につきましては、これはイメージなのですが、このような水制工を造るということで、生物の多様性の回復や親水性の向上に努めてまいりたいと考えております。土砂堆積によって干潟と堤防の間に朔望平均満潮位よりも高い位置で植生帯が創出できるのではないかと考えております。

〔説明用資料 シート 22〕

次に、河床の掘削をするということですが、今の現河床をそのままスライドダウンしまして、そうすることによって、砂礫地や砂州の再生（保全）ができるのではないかと考えております。

〔説明用資料 シート 23〕

それプラス、次のスライドなのですが、これは潮止堰と 1 号床止工を撤去し、2 号床止工を改築といったときの条件で、潮がどこまで満潮時に上がってくるかといいますと、2 号床止工のところぐらいまで上がってきます。

〔説明用資料 シート 24〕

これが干潮時になりますと、このような形になってきます。そうしたら、潮の満ち引きで国道 2 号の下流で大方これぐらいの面積の砂礫地とか砂州とか、そういうものが創出というか、出てくるのではないかと考えております。

〔説明用資料 シート 25〕

次に、このパースというか、この絵なのですが、これにつきましてはNo.14 付近、また、阪神高速神戸線、国道 43 号付近、この付近にこのような護岸の前面に、これも本当にイメージの世界で、詳しくはこれから検討しなければいけない話にはなるのですが、このような石張りのような、また、巨石を積んだような形のものを作ることによりまして、生物の生息や生育環境の創出といったことを今現在考えようと、検討しようと考えております。

それと、もう一つ資料 2 - 5 の平面図のところなのですが、右の真ん中ぐらいに魚道改良ということで一つ書かせていただいているのですが、魚道を改良することによって、魚の縦断的な移動を促進するといったことも考えております。

〔説明用資料 シート 26〕

続きまして、3 本柱のうちの最後の項目である親水性の向上および河川敷利用のことでありますが、これにつきましても基本的な考え方を前の画面の方にお示しさせていただいております。「治水や自然との調和を図りつつ、水とふれあえる場の確保に努める」ということを基本の考え方としまして、どういうことができるのかということで案をお持ちしております。

〔説明用資料 シート 27〕

資料 2 - 5 の次の次のページを見ていただければよろしいのですが、この絵と前のパワーポイントと併せてご覧ください。左上のところから説明させていただきますが、No.10 から No.19 付近、ここには矢板護岸の構造で今現在考えておりますが、水際の所を階段状にしまして、座りやすくし、水面への近接感の向上を図ってまいりたいと考えております。これにつきましては、先ほど事務局の方で第 2 回の委員からの質問の回答ということで、カヌーの上げ下ろしのために階段状にしてもらえないかというご質問などがありましたが、水際の方にできるだけ寄れるような形、カヌーだけのためではないのですが、一般的な人の利用ということで、できるだけ親水性を高めるという形でこのようなものを造ってまいりたいと考えております。

〔説明用資料 シート 28〕

それから、真ん中の絵ですが、これにつきましては右岸、No.19 から No.31、左岸では No.25 から No.31 の区間におきまして、このような階段状のステップを設けることにより

まして、犬走りはそのまま継続して残すということで、親水性の向上に努めてまいりたいと考えております。

〔説明用資料 シート 29〕

次ですが、これにつきましては安全性ということで、河道内への昇降が可能になるよう、50m ピッチくらいでタラップを造っていきたい。これは安全性の面でも必要だと考えておりますので、そういうものを造っていきたいと考えております。

〔説明用資料 シート 30〕

続きまして、これは大体国道 2 号の下流ぐらいのところなのですが、これにつきましては、先ほど自然環境のところでも申し上げましたが、干潟の創出箇所であるということから、護岸改修に併せて階段を造るなどしまして、河床に下りられるような形で親水性の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔説明用資料 シート 31〕

続きまして、河川敷の利用計画平面図ということで、資料 2 - 6 をご覧ください。この資料につきましては、色がいろいろとありまして非常に見にくいのですが、この図の見方をまずご説明させていただければと考えております。一番分かりやすいところで説明させていただきます。

〔説明用資料 シート 34〕

平面図の一番上のところに（その 4）と書いてある部分を見ていただければよろしいかと思うのですが、ここで凡例にも書かせていただいているわけですが、各それぞれの樹木によって色分けをしております。樹木の大きさによって丸の大きさを変えております。これは一応工事が終わつたと、完成したという完成の目で平面図を描かせていただいております。まず緑色で着色をさせていただいているのが緑地、それから、黄土色で描かせていただいているのが土、または管理通路、それから、濃いねずみ色で描かせていただいているのが法面、薄いねずみ色がコンクリート舗装です。赤の線、細い線で大変見にくいのですが、この線が先ほどからご説明させていただいております実施計画のラインということとなっております。ここで黄土色のラインなのですが、これにつきましては大体 5m 以上

を確保するというようなことで、これは管理用通路の機能も含めて、ランニングであるとか、そういったことで使用していただくことが可能になるかと思えます。サイクリングロードにつきましても継続的に利用できるような形で確保しようと考えております。

しかし、この最終的にはそういう形にはなるのですが、工事をしている最中につきましては、その管理用通路も工事用道路という形で兼用していくような形になります。ですので、工事中につきましては、工事部分および土を搬出するための通行できる道路については、工事中については使用できないという場合も考えられます。ですので、そこにつきましてははっきりとちゃんと施工計画等々を立てまして、工事に入っていく際には、工事説明等を行い皆さま方のご理解を得ていきたいと考えております。

事務局からの説明は、簡単ではございますけれども以上でございます。

(3) 意見交換

(委員長) ありがとうございます。事務局からの資料の説明は以上となりますが、ただ今の河川整備実施計画(案)につきまして、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思えます。ぜひよろしくをお願いします。

では、まず委員から。

(委員) 先ほどから。

(委員) 意見の前に質問をちょっとできませんか。

(委員長) はい。まずはでは質問ということで、不手際が多く失礼いたしました。質問よろしくをお願いします。

(委員) 河川敷利用計画平面図その4のところの図で、例えば国道43号の左側の白い所に赤い斑点があります。そのやや左、そうそう。それは出来上がったときには例えばこの樹木が切られる対象ですよという意図ですか。

(事務局) そうです。

(委員) 分かりました。

(委員長) よろしいですか。そのほかのご質問はございますでしょうか。よろしいですか。それでは、委員。

(委員) どんどん発言してくださいよ。こちらは言いたいことを遠慮しているぐらいですから。委員の人たちもっと意見ありませんか。せっかく委員なのだから。僕がうるさいこと言ったからといって黙っていないでくださいよ。申し訳ない。

私はちょっと具申をしたいのですが、この河川計画というのは、すべてわが会では、武庫川の自然を守る会を30年やっております。それから、武庫川研究会を、尼崎議会を通して、当時の学者先生、昭和50年6月に発会しております、先生の神戸大学から関学、あらゆる学者のそれぞれのジャンルの先生方、それから、中学、高校の先生、これはその当時の朝日の新聞報道ですが、それでわれわれ武庫川の自然を守る会、そういうものが集まって、それまでは国道43号線を7年間止めたようなこともしていたので、あまりラディカルなことをやるとよくないというので、住民参加ということで、これは新河川法の精神です。住民参加ということでこういうものを作ろうではないかということで、住民サイドから尼崎議会に、ところが、これは尼崎の市民だけの会ですが、県からあの高水敷を借りて公園にしておりますので、当然管理責任者としての県のお役人も、やはり西宮土木、尼崎港管理事務所がずっと参加していただいています。だから、今、潮止堰を取るの取らないのというのも、そのときの議題でもってゴーサインをしたのですから私は不本意だと思うのです。まあそれはどうでもいいです。

そういうことで、国も参加してくれまして、そして、国道2号線の橋の工事のときに、われわれがお願いもしないのに身体障害者のスロープだとか、尼崎側があまり築堤が汚いのをきれいにしてくれて、夜はライトアップしてくれて、そのときに国から私にも招待が来て、右側に尼崎市長、左側に西宮市長、「おれみたいな三下が何でこんなところにおるのだ」と言ったら、武庫川のボスだからということで、これは脇道のことですね。

最初に申し上げましたように、私の意見は武庫川の自然を守る会の統一意見でありますし、武庫川研究会での学術の協賛をした結果の発言です。そういうことで聞いていただきませんと、私個人が勝手なこと言っていると取られますと、いろいろとまた行き違いが出

できます。それと、もう一つは、全部この計画、今のこの計画というものはわが会は賛成です。ただし、一番大事なことをちゃんとしていたら賛成です。だから、私はこれは今、上の空で聞いているのです。これでやったらいいのだと思っています。しかし、ナンセンスだと思います。今、地震と津波の脅威でもって全国民が揺れているときです。そうしたら、この20年間かけてやるこの武庫川のやつよりも緊急の問題は、津波対策がどうなっているかというそのことだけでわが会はここに出席しているのです。そうでなかったら、私自身は研究会の主宰者です。事務局は尼崎の公園課です。そして、私の研究会の司会をやるのは公園課の課長です。今日は尼崎の河港課も来ていますが。そういうことで30年やっております。だから、ある意味では私は半官半民なのです。そういう発言を持っているのでちょっと鼻息が荒いので、皆さんに不快の念を与えておりますが。

では何かというと、やるならやってくれ。だけれども、この問題が、津波対策がないような会議はナンセンスである。だから、津波対策も加味した工事をやってくれと。例えば河道を広げる、高水敷を掘削するといったら、津波に対してレール敷いているようなものだ。あの東北の地震でもって、われわれがビデオで見ているけれども、うちの息子がボランティアで行ってきましてつぶさに報告が来ております。わが会から行っているのです。あの手前のあの川をさかのぼる、白波け立てて上がっていく津波の最前線と、それから、向こう側の陸地、海岸から押し寄せて、10mの高さであっても、それが家や車やあらゆるものを押しのけていくスピードが違うので、皆さん、テレビの画面でご覧になっているでしょう。そうした場合に津波のレールを敷いているような工事が今回の工事だから、絶対反対である。

あえて工事をするのなら仮処分申請をやるし、あなた方は公務執行妨害で逮捕しろと、どっちにしても法廷で黑白をつけようではないかというのが私らの会の意見です。これは断っておきますが、反対だから反対だからと、私は一切の政党にくみしておりません。労働組合員でもありません。PTAの会長をやったことだけが団体で、そのPTAの会長が過日の武庫川線の高速道路の反対運動をやって、沿線の学校が全部反対したから止まった。それから、大石長官も来てくれて応援してくれた。そういうことで止まったのです。善意の権力者が協力してくれて、市民運動や住民運動などは私がやっていて、ごまめの歯ぎしりです。日本の権力にはかないません。だから、権力者の中で善意の人を取り込めと言うと悪いけれども、応援を得ることです。田能遺跡もやりましたけれども、阪本知事にもお願いしました。これも脱線ですけども。

そういうことでナンセンスだと言っているときに、あの大きな津波の問題がある、震災がある。最近の10日ぐらいには、各新聞は一斉に地震の話です。富士山の周辺にも地震があるし、南海トラフの中に大きな亀裂ができていますし、しかも、静岡、愛知県が政府の方に具申しまして、この予防策の一つとして国道43号線にはしごを付けてくれと。高所がないのだし、ビルにと言っても、ビルを予約して、そのときになって私は予約していますからと言って、私が優先権があって行ったらパニックが起こりますから。国道43号線だったら、東北でも高速道路に上がって助かった人がいる。国道43号線だってあの津波の圧力で吹っ飛ばすでしょう。でも場所によっては助かるところもあるし、それから、ねじれ倒れるから。そういう話は、私はいろいろな会議で再三県の人たちに言っている。それが中央政府の方に行っていない。ところが、今回新聞の報道を見ると、静岡県、愛知県は政府に言って、政府でもこれは必要なのだと、そういう対策をしなければなるまいということで、そして、どこでやるかという中に尼崎市が入っているのです。兵庫県はちっとも具申ししないで、よその県が具申したことでもってお世話になって、県としてどうですか、県民に顔向けできますか。

それも意見がないのならともかく、この懇談会が始まったときから、主なる議題ではないから、私的に私はここに尋ねてきて、そして、そういう話をしているでしょう。それに全然中央に言っていないで、静岡、愛知がちゃんとそういうことを具申し、県からそうやってきて、この懇談会の最初にも津波対策はどうなっているかということ私を冒頭に聞いて、それが関係ないと言うから、関係がなかったら困る、それが一番優先事項だと、後からやってくれと。それで、僕が癌でもって療養していて、淡路島のてっぺんにいたら県の室長、課長が訪ねてきてくれた。長い山坂を上がってきて、それで、何か具体的な案があるかというたないのです。ご機嫌伺いだと言って。

僕らは君らが何か妥協点を持ってきてくれると思って待っているぜと。それは何かというと、河口が一番後にしてくれと。この間の信濃川の水害でも、それから、紀ノ川でも何でも、河口の和歌山や新潟が水浸しになったという話は聞かない。しかし、上流では、例えば新潟県の山地の水害などは、一山越えて30km山奥が全部やられている。河口では、気の毒だけれども、それが遊水地区になったかどうか知らないけれども、河口までは行かない。河口が一番後にしてくれと言うのに、一番最初にやりやすいからするというのが今の県の行政です。

それから、もう一つは、こうやってやかましいことを言うけども、このスタッフはナン

センスだというのは、時期から見てもナンセンス。それから、もう一つは、この人たちは武庫川の河川のことをやる人たちだから、僕のような地震問題を担ぎ出したって、立場上無理なのです。だから、順序を変えて、まず県当局に頼みたいのは、津波対策をちゃんとせいということをしているのです。夜の10時の毎日放送のあの人の番組でも、しかもこの辺全部真っ青なカラーの水浸しだ。要は人命の問題なのです。うん万人死ぬのです。それを今、委員の人たちは責任を持っている。行政がいいとか、おれがいいのかどっちか分からんなんて言っている場合と違うのです。

それから、もう一つは、カヌーのあれがどうだとか、ゲートボールがどうだとか、ゴルフがどうだとか、そういうことは後回しにしろと。今、地震対策がどうなのだということ、委員の人たち、せっかくこういう組織を県が作ったのだから、切り替えるべきだし、それから、切り替えなかったら武庫川のこと一番後回しにする。20年たっても、30年たってもいいから。だけれども、今の工事を聞いてみたら、逆に津波に対してどうぞお通りくださいということ。だーっと上がっていく。逃げ遅れる人たちもいるけれども、その人たちを助けるためにも、親も兄弟もみんな放っておけ、逃げろという東北の先祖代々の話からしたら、われわれがこういう川をさかのぼっていくようなスピードを止めるためにはそういう工事をしなければならないのに、どうぞお通りくださいというようになっている。

それから、国道43号線でも押し倒されるだろうけれども、しかし、幾ばくの人が助かるなら、あそこにはしごを架けるぐらいは安いものではないか。僕の家だったら、あれはT字型で支えている、コの字型もあるけれども。鉄板を張っていたらぶっ倒れるまで時間を稼げる。その間に逃げて逃げ切って助かる人もいる。それぐらいのことをやらなかったら、水害は神様のすることだから、人間の量ることができないことなのです。何があるか分からない。未曾有というのはかつてないということです。

だから、私は86年3カ月、癌を3年やって、私事だけれども、やっと治って、でもいつ返ってくるか分からないし、先ほどもあまりやったらまた癌が出ますよと仲間に言われましたが、そのとおりだ。しかし、これは最初から、30年武庫川のことをやってきて、研究会を持ち、それから、いろいろな資料も県当局が先生にお渡ししています。うちで書いた論文、専門の先生から見たら幼稚なものかもしれないけれども、でも武庫川の生態系、武庫川の歴史、説話、動物、それから、武庫川の上流のハイキングマップ、これは20年前にも作って、尼崎の図書館にもありますし、この間、この懇談会の事務局に持って行ってコ

ピーしてもらっています。みんな学者先生が書いて、武庫川のこと、30年も前に出して、それからずっと研究会をやること26回、あらゆるものを討議してきました。皆さんから見たら、あいつはよくしゃべるやつだな、よく知っているなということだけれども、当たり前なのです。僕ではないのです。みんなで研究した成果です。そのことを一言申し上げます。

(委員長) どうもありがとうございました。

(委員) 委員長、よろしいですか。

(委員長) はい、どうぞ。

(委員) 質問や意見ではないですが、ひとつこのまとめる時が来ていると思うのです。その方向はどうされるのかを聞いて発言をしたいと思うのですが。

(委員長) そうですか。それはこの事務局案に対するご意見を伺った後に、私の方から皆さんに提案させていただいてご意見を伺おうと思っています。それでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(委員長) そのほかにただ今の事務局からの実施計画、はい、どうぞ。

(事務局) すみません。今の委員のお話はご意見ということで賜っております。県の考え方は、これまでもご説明させていただいていたところなのですが、まず、河床掘削をすることによって津波を助長するというお話なのですが、これは第2回の懇談会でご説明させていただきましたとおり、私どもは河道掘削をすることによって武庫川の津波の水位が大きくなることはないと考えているのが一つです。私どもの考え方ですけれども。それと、津波のことは確かに大事でございます。それは私どももよく分かっております。それと、昨今ゲリラ豪雨が増えているという中で、佐用でも被害がございましたし、豊岡でもござ

いました。去年の9月は淡路でもございました。そういうことがありまして、武庫川でもいつ何時そういう被害を被るか分からないということがありますので、やはり治水対策は喫緊の課題と私どもは考えております。津波対策につきましてはお手元に。

(委員) 津波の話はもういいではないですか。言いたいことは皆さんたくさんありますよ。それはやりだしたら切りがないです。もともと国が基準を出していないのに、こんなところで論議できる話ではないではないですか。意見としてはまとめてほしいと思うけれども。

(事務局) 分かりました。失礼しました。

(委員長) よろしいでしょうか。

(事務局) はい。

(委員長) そのほかの論点について皆さまのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。

(委員) 治水機能を維持し、それから、地域の利用の方にも十分応えてくださったかなり検討された案だと思います。その上で県の考え方としまして、スライドでも示されましたように、治水、そして、自然環境と親水性の部分、この二つを分けていただいたことは十分に評価したいと思います。やはり親水性とって、水に近寄るだけのものと、その中に生き物が住めるということは別ですので、この概念は二つはっきりと切り分けたまま、このまま検討を進めていただきたいと思います。

さらにご説明の中で、例えば資料2-1、実施計画案の考え方、この説明の中で一番右下のところ小さな字で印がありまして、この32m幅の部分につきましては、「生物多様性の向上に配慮するため、水際部の護岸構造を変更することがある」と明記していただいたことをありがたいと思っています。ただ、上の四角囲みの中には前回私が言いました意見が書かれていませんのと、それが断面図の中にまだ反映しきれていないということから、この部分は十分にさらに検討していただきたいと思います。河口にしか住めない、代替不

可能な、河口汽水域にしか住めない生き物が住む場ですし、そこに住む生き物を見て子供たちが興味を持って、ああ、武庫川はこんな生き物があるのだなと思っていける武庫川づくりを進めていただきたいなと思っています。

繰り返しになるかもしれませんが、実際には治水、それから、グランドの利用などを配慮した上で、自然環境の中に住める部分まで配慮しようとなると、やはり河積の問題とか大変だとは思いますが、さらに検討していただきまして、その成果がこの横断図にしっかりと反映できるところまで詰めていただきたいと思っています。

この懇談会は3回で終わりなのか、それとも4回になるのかちょっとよく分からないのですが、「検討します」と言ってくださったことをしっかりと図面に反映して、そして、武庫川の川づくりに反映されることを期待します。

(委員長) はい、ありがとうございました。そのほか、今、委員より。

(委員) ちょっとすみません。

(委員長) はい、お願いします。

(委員) 私どもの地域は一番武庫川の河口付近にありまして、このような先回までの話を地域でやったのです。そうすると、どういう意見かといいますと、生物の多様性、また、環境、それも大事だけれども、一番は命だと。そして、もう一つ言われていたのは、先ほどありました津波はどうか、そのときはどのように考えているのだという話がありまして、これを見ましたら、津波については国の方針が決まれば必要な対策をする予定だということですので、それをやっていただきたいなということでございまして、われわれの地域の多くの意見は、生物、植物、そういうものよりもまず。

(委員) 命。

(委員) 命、これが大事だと。そして、大きく出たのが津波と、それに対してどう対処するのかという意見が出ました。そういうことで、先ほど委員が言われました生物などの話はわれわれの地域では出しましたが、私は前に高水敷を広げて遊ぶ場所を確保する意見

を出したのですが、地元に戻りましたら、そんなことよりも人間の命ではないか、津波ではないかという意見がありまして、そういうことでわれわれの地域では生物多様性、環境よりもまず命を守ることを先に考えた対策をやっていただきたいという意見でした。以上です。

（委員長） はい、ありがとうございます。

（委員） ちょっと。先ほど、断定をしないでよ。マルペケ協議で君らは教育をやっているから、自分がマルだったら相手はペケだと。お互いがペケなのだ。天災は神様がすることだから、川であっても、津波であっても、断定はできないよ。そんなことはありませんというような、そんなことは言えるか。言えないだろう。

（事務局） と今、考えているということです。

（委員） この間、僕が言ったら、いや、大丈夫ですと、瀬戸内海まで入ってきません。この間のあれだったら阪急電鉄の線まで水が来る。阪急電鉄の線まで水が来ていたら、この辺は海面から何mか下になっている。今おっしゃったようにうん万人が死ぬのだから。だから、そんな国のせいにするとか、国のせいにしていないよ、愛知の県民でも、静岡の県民でも、自分たち自ら国道43号線にはしごを作れと言っている、せめて逃げるところを作れと言っている。ずっとこの所に要るといって、ご丁寧にも尼崎まで入っている。これは兵庫県だよ。あんたらそんなこと考えたことないか。何とかして人間を救うというのが行政の官吏の努めだろう。それで給料をもらっているのだから。

それと、もう一つは、君が言ったのだから、所長さんが言ったのだから、休んでいる室長が言ったのだから、「絶対大丈夫です」と言ったけれども、宝永地震で、あの富士山のあの宝永のあのこぶができたときのあれで、この辺一帯は、調べたら、新聞社も知っているよ。瀬戸内海一円に10mの津波が来たという。尼崎も、播磨も、岡山まで来たということで、もちろん大阪もあれしたと。宝永といたら元禄の次ですよ。300年ほど前です。昭和二十何年にも地震が来ているけれども、そんなものはまだ小さい。そういう事跡があるのに、君らが不勉強で、質問に対していいかげんなことをして、それでもって自分はマルで相手はペケだと。おれに言わせたら、おれの方がマルで、君らがペケだけれども、そうは言わ

ない。天災というものは神様のすることだから。

だから、人間の命の問題なのです。人間の命は1人でも10万人でもみんな等しい大事なものだ。しかし、比べてはいけないけれども、武庫川が氾濫して死ぬ人数と、尼崎から西宮にかけて、それから、あの宝永地震みたいに瀬戸内海一円にかけてやったらうん十万人死ぬと、そんなことを考えているかと。そういう日本列島沈没が本当みたいな話になってきて、戦々恐々としているのが今の時代です。そういうときにこれだけ武庫川でございませう、20年にかけてやりますと、第一ナンセンスですよ。だから、やっていいから後回しにしろということです。しかも、その工事は津波対策としてはかえってマイナスだと、レーンを敷くようなものだと再三僕が言っているのですよ。それを引き取ってくれて行政に生かしてくれなければ駄目ですよ。君らは本当は啓蒙者なのです。委員長先生もそうだし。

(委員長) 分かりました。その点についても意を酌んでいきたいと思います。それから、先ほど委員がおっしゃられましたけれども、委員の環境対策のご発言は、治水は最優先した上でのそういうことだということを確認させていただきます。

そのほかにご意見はございますでしょうか。

(事務局) ちょっとよろしいでしょうか。

(委員長) はい。

(事務局) 委員がご心配されていた件ですが、低水護岸を広げてというのか、切り込んで高水敷を前に出していますが、計算水位はもともとの水位を超すことのないように、治水上は前より悪くしないということを前提に考えていますので、治水が一番に考えています。ですから、ご安心いただきたいと思います。

(委員) 安心できない、君らの言うことは。何を言っているのだ。ダム反対でも一応成功したけれども。

(委員) 個人的には、悪いけど、おれも言っているけれども、先生の言っているのは合っていますよ。津波は上がっていったら、帰りの波とぶち当たるとぐっと上がるのだから、

そういうところは川ではないですか。川のあるところは全部浸水しています。だから、課題はあるけれども、ある程度国が基準を出さないと県も動けないではないですか。市も動けないではないですか。県は、知事は国より早く基準を出されたのです。それが正しいかどうかは別問題として。こんな無に近いことはできないですよ。十何mも来たら何人も死ぬのは間違いない。正直言って。僕はどうするかとここで論議する場所ではないと思うのです。ただ、意見として出た話はどこかで書き置いておかなければいけない。大事な意見ですから。そう思うだけです。

(委員長) はい、そうですね。

(委員) そんなのんきな話で済むか。何を言ってるのだ。そんな中取ってちょんの話ではないですよ。もっと深刻な問題ではないか。国が国がと言うけれども、国が何をした。東北の地震でも国はどうしていた。

(委員) 違う。ここでやる、ちょっと委員長、ここで私たちもらった宿題を整理してよ。

(委員) 東電と結託して国が国民をだましていたのだから、今、国民は国に対して、むしろこちらから検察しなければならない。事実、愛知県や静岡はやっているではないか。

(委員) しているではないですか。違う場所でやっているではないですか。皆さん、違う場所でやったらいいのです。

(委員) この場所でもやってくれよ。

(委員長) この場所は委員の意見も伺って、きちんと対策として県の方に申し上げるということをする場所なので。

(委員) おれは言いつ放しでいいのだけれども、そのおれのあれに反論があって、おかしなことが出るとおれがかかっていくのだから。だから、黙って聞き流したらいいのです。

(委員) はい。

(委員長) ご意見を伺っているので、黙って聞き流すというわけにも皆さんいかないということです。

(委員) いやいや、後で考えてくれたらいいのだ。あいつああいうことを言っていたなと。

(委員) 前に進めてください。

(委員長) 分かりました。そのほかの論点についてご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(委員) 最後に1点だけ。

(委員長) はい、委員。

(委員) ここで論議された中で僕は、後で意見があるという話なのですが、私は市民としては、武庫川というところは、西宮市も、尼崎市もそうだと思うのですが、尼崎は特にそうなのですが、市民の利用場所としては大公園なのです。今回はそのことについてはあまり触れていないのです。そのことを生かして、個々のケースとして整理されているのはよく分かるのですが、そのことはちょっと整理をしてもらわないと。言っている意味は分かりますか。

(委員長) 分かります。

(委員) 例えば1日に何百人も歩いたり、ランニングしたり、また、スポーツしたり、そういう形で尼崎では有効に利用されているのです。そういうことはあまりここには書かれないで、計画の中にはそういうことを皆さん言った意見が反映されてそうになっていると思うのですが、そのことを触れておかないとおかしくなると思うのです。委員長、言って

いる意味が分かりますか。

(委員長) 分かります。

(委員) 公園としての価値が大変重要な場所だと。運動場とかそういうことを含めて。そういうことはどこか触れておいてほしいなと。その中でこのことが論議されているということが、そのことについて将来課題として残っていると。よろしく。

(委員長) 分かりました。第1回するときにも伺ったと思いましたが、基本的な背景としては、視察にも行って皆さんお分かりかと思っていたのですが、それについても明記しておくという考え方でよろしいですか。

(委員) ええ。

(委員長) 分かりました。そのほかにございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、これで議事を終了させていただいて、今後の終了の仕方ということでまとめたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。よろしいですか。

3回の予定でこの河川整備地域懇談会を進めてまいりまして、皆さまからのご意見を多々伺いました。今回出された武庫川の実施計画について、今日ご意見を伺ったのですが、これそのものについては特に大きな意見もなかったと今、考えましたので、この第3回でこの懇談会自体は終了したいと思います。そして、事務局と私の方で報告書という形で起草しまして、それを委員の皆さまに見ていただきまして、それを提出して、この会の報告とさせていただくというものを委員長案としたいと思うのですが、それについてご意見を伺えますでしょうか。

(委員) 結構です。

(委員) その中でいろいろと意見が出たことがあると思うのです。県が答えた内容もあるし、必ずしもそれで皆さん満足していないと思うのです。現実論としてどこかで一遍に整理もできない話だし、私が言った堤防を広げろという話も20年内は無理だという答えな

のですが、僕は将来課題として大きな課題だと思うのです。そういうことを十分まとめてほしい。私個人としては、全体にやはり津波の問題が一番大きな問題です。尼崎はほとんど浸かってしまうのですから。そういう面で大きな課題だから、そのことも触れていただいた中で、今、言ったことの整理をしてほしい。ここで報告書に付ける意見としてあった意見も、ある程度皆さん言われて認識されているということを委員長が判断された場合は、この懇談会の意見としてそこにちゃんと書いてほしい。それだけお願いしておきたいと思います。

(委員長) はい、分かりました。その辺は前文と本体の中と分けてきちんと書いていけるようにしたいと思います。また書き上がったときに見ていただいて、ご意見を伺えればと思います。

(委員) 一言。この会が終わりましたも私たちがやっている武庫川研究会、これは民間が作ったものです。引き続いて武庫川の問題を研究会でやりますので、ちょうど委員の先生たちはベテランだから、招請状を發しますので参加して下さったら結構です。それから、傍聴の人も、これは毎度、武庫川の町会の人たちもみんな聞きにきていますし、尼崎の県会議員や市会議員も来てくれていますので、それから、国も来てくれますので、うちは老舗でありますので。そういうものもこれから継続してやっていきたいと思いますので、どうぞ先生またご指導ください。

(委員長) こちらこそよろしく申し上げます。そのほかございますでしょうか。

(4) 傍聴者からの意見

(委員長) それでは、以上で本日の議事を終了したいと思いますが、ここで傍聴の方からの発言を認めたいと思います。傍聴の方で発言を希望される方がおられましたら、まず挙手にて意思をお示しください。人数に限りがありますので、多数になる場合には後日文書にてという形にさせていただくこともあります。今、3人上がっているかと思います。4人、5人、5人ですかね。5人でよろしいでしょうか。ではその5人の方の発言を認めたいと思いますので、申し訳ありませんが、左端の方からお願いします。

(傍聴者) 非常にいい会だったと思います。それで、少し個人的な面もありますが、大震災というものが出ていましたが、確かに東日本大震災が起こってから日本全体が大震災に備えるということが非常に大事な課題になっています。それに私は全く異存はございませんけれども、一方、限られた予算の中で、限られた年度別の中で何を行うのかということ考えたときには、何十年、あるいは何百年に一度の災害に対する大きなハードな対策ということも否定はしませんが、日々の私たちの生活というのでしょうか、武庫川との関係といいましょうか、そういうことを考えながらやっていくということは、これはもちろん生物多様性ということも含めて非常に大切なことだと思います。そういう意味では、今日は今までの意見にプラスアルファ県の考え方がかなり具体的に示されたという意味では評価したいと思います。

ただ、市民サイドから見たときには、河川管理者は言うまでもなく兵庫県だと思いますが、例えば河川敷利用とか市民がどのような形で川とかかわっているかということに関しては、流域の自治体、具体的にはこの近くだったら尼崎市、西宮市が最もよく把握されていると思います。今日は一部ご発言がありましたが、こういう特に市民生活と関係する問題に関しては、具体的に市等が県と協働して、それこそ協働と参画ということかもしれないけれども、より積極的にかかわっていただきたいなと思っております。これは希望です。以上です。

(委員長) ありがとうございます。では次の方をお願いします。

(傍聴者) 去年の9月19日の治水室に文書で質問なり提案なりをさせてもらったけれども何の返事もなかったもので、今日あらためて質問させていただきます。

武庫川の河川計画の流域委員会の中では大きな特徴の一つに減災の対策があったのですが、今回のあれには全然入っていないので、それを私も提案させていただきたいと思うのですが、まず武庫川の際も10~20m両際を住宅規制してほしいと思います。先ほどの津波対策の考えがあられると思うのですが、堤防より高い建物にするとか、建てる場合は耐震杭を使うとか、そういうことをやってください。滋賀県などはそういうことを考えられていますので、兵庫県もお願いしておきます。特に私が問題にしたいのは、武庫川駅からJR甲子園口までの昔レールがあった所に、阪神電車の所有になっているのだろうけれども、

あそこは順次住宅が建っているわけです。あそこは規制すべきだと思うのです。西宮市は何を考えているかと思います。西宮市が規制できなかつたら、兵庫県で条例でしてください。

全部で六つあるのですけれども、二つ目、武庫川が越流をする場合は、旧枝川の扉を開放して、そのために甲子園筋の地下に遊水地なり貯水池なりを造って、そこに一時ためて、もし火事などのときは使ったらいい。街路樹に散水したりするという事も考えたらどうでしょうか。

それと、先ほどから樹木、川に昔からある大きな松の木を切る話が出ていますが、何で切るのかなと思って、どうしても切らざるを得ないのなら、何で移植を考えないのかなと私は思います。あの松の木は幾度の洪水にも耐えて、戦時中の松ヤニ採取にも耐えて、最近の松枯れにも耐えた貴重な生き証人なのです。それを移植して子供らにこういう松の木がありますよという教育材料、文化財になるとしますので、移植も考えてください。

それと、河川工事で出た砂利はリサイクルしてほしいと思います。現に平成元年から19年までは100%リサイクルしていますという看板は今でも武庫川の河川に立っていますので、これは今後の工事にも利用してください。甲子園浜や御前浜あたりに使ってください。何か聞くところによると、兵庫県はよそに持っていくのは生物何とかかんとかで無理だと言われてはいますが、それはおかしいと思います。もともと堰やダムがないときは全部甲子園浜なり御前浜なりに山からの砂利が流れて砂浜を造っているわけですから。選別して使ったら、井戸掘りに使う豆ジャミなどは結構いい値段で売れるのです。それときれいに洗浄したら、福島県で今、放射能汚染で取っている砂利がありますね、その代わりに使ってもらえるのではないかと思います。その運搬費は東電に負担してもらったらいいかと思います。

あと堤防の嵩上げなのですが、いろいろと問題があると言われてはいますが、国道2号線あたりの神崎川と淀川だったら遮水ゲートがありますので、そういうことも考えられたらどうかと思います。

それと、総合計画が足りないと思っているのは、今、阪神本線を武庫川駅から甲子園まで高架工事でやっているわけです。もうだいぶ前から分かっていたら、ついでに武庫川駅も高くしておけば、堤防も高くできたのではないかと思います。

もう一つ、堤防本体が洪水の出た決壊した堤防が杭がないような感じなのです。堤防が決壊することで被害を少なくするという方法もあるのですが、今、下流部でこうした大き

な被害が出るので、耐震拡底杭を採用されたらシート張りと違って地下水位の影響が少ないと思います。この資料はあと受付に置いておきますので、よろしくをお願いします。

(委員長) はい、ありがとうございました。次の方をお願いします。

(傍聴者) この会の性格はどういう位置付けにあるのか私は分かっていないのですが、武庫川の整備計画の一番のいいところだなと思ったのは、河川整備と流域、それから減災対策、この三つが一つになって、初めてあの $3600\text{m}^3/\text{s}$ という数字が決まったのだと思うのです。もう一つは、現実的に進められるものからやっっていこうというのがもともとの計画だったと思います。われわれもできるだけ早く、完璧でなくてもいいから、今できることを今やっっていこうということで私は理解しました。

それから、津波対策も確かに流域委員会の時代からそれなりのことは考えられていたと思いますが、あの災害を受けてびっくりしたのは事実です。私の所も完全に浸かります。それを丈夫にしろというのも、またこれは別の論議でやっていただかないといけないとは思いますが、まず住民が逃げるところがやはり大事だと。全部行政におっかぶせて、行政がやりなさいという話もまたないだろうと思います。そういう意味で、われわれがやれることはやる、行政でなかったらできないところは行政がやると、そういうけじめを持ってやっていきたいなと思います。

それから、もう一つは、今日意見を少しお伺いした端から少し漏れ聞こえたとは感じたのですが、委員の皆さまが地域の代表として出てこられて、ここでお話しされたことが地域なり、自分のお知り合いのところに還元されて、それがまたここに持って帰ってこられているのだなという意味では参画ということが現実的にやられているのかなと感じました。そういうことで地域懇談会、それから、地域の説明会があったりしますが、それほど多くの方がこの問題に関心を持っていただけていないというのがなかなか悲しい現実ですが、もっと流域の市の担当者の皆さんも、地域も絵に描いてありましたとおり協働と参画、本当に実のある協働と参画を実現するように努力してほしいと思いますし、われわれもできる範囲でそういう働き掛けをしていきたいと思います。

言い出したら長いのですが、個々の問題については個々の問題として考えたいと思いますし、また、今日のお話を聞いていまして、流域委員会の答申の内容に沿ってよくよく検討されて努力されているということについては、私は頭の下がる思いで今日は感じました。

また具体的な話になったときにはまた別のお話をしたいと思います。以上です。

(委員長) はい、ありがとうございます。それでは、次の方をお願いします。

(傍聴者) 第3回目、今回初めて出席させてもらったのですが、武庫川の当初の基本方針が決まりまして、それに基づいて整備計画を決めまして、その整備計画をいかに実施に移していくかということで、地域、地域のご事情を考慮しながら、配慮しながらいい川づくりをしていこうということで、こういう会に対しましては敬意を払って聞いておりました。

ただ、例えば潮止堰を取って汽水域が広がると。それによってやはりアユの遡上などがどんどん広がっていくわけですが、目をちょっと上流の方に移してみますと、例えば宝塚の観光ダムから下流の床止めはたくさんありますが、魚道がありますけれども、最下流を生物多様性の十分なものにしますと、途中がやはり駄目なのです。昨今見ていまして、でべそ型の魚道、あれはほとんど魚が上がれないし、ある井堰の場所の魚道は土砂がたまって魚道がもう閉塞されているということもあります。ですから、その場所だけではなくて、周りを見て一番いい対応をしていくというのが生物多様性の促進にもつながると思います。

もう一つ、今日の議論を聞いておまして、委員は随分その辺を主張されましたけれども、やはり流下に必要な川の断面を確保した上で、例えば横断の断面形状はもっともっと工夫ができるのではないかと、緩やかに水面にすり付けるようなこともできるでしょうし、直線的な低水路の線形ではなくて、多少蛇行させるようなこともあるでしょうし、そのことによって平常時の川の流れの中で多自然型の護岸も自然にできていくということもあると思います。また、護岸の素材などにつきましても、下流河川の特徴である六甲山からのごろた石がたくさんあります。そういうものをうまく使って、やはり武庫川らしい景観を図るということもあります。

それから、先ほど傍聴の方がおっしゃっていましたが、日本の今の技術であればかなりの大木でも十分に根回しをしておいて移植することは可能だと思います。ですから、お金のバランスはありますけれども、そういうことも配慮した上で一番いい知恵を創意工夫して対応するというところで進めていただきたいと思います。

それから、最後に1点だけ申し上げますが、流域委員会後、フォローアップ委員会と地

域懇談会という形で進んでいますが、われわれ一市民としては、今後 20 年間で武庫川がどういう形で整備されていくのか、それから、整備区域ではない場所がどう変えられるのか、改善できるのか、できないのか、あるいは今の高水敷にしても、もっともっといい使い方があるでしょうし、そういうソフト的な対応と行政との関係がどうなのかとか、まだまだ見えないところはたくさんあります。流域委員会の長年にわたる議論の中でいろいろな新しい提案、ユニークな提案も出てきていますので、整備計画には載せるところまでは行っていませんが、いろいろな知恵が出ています。そういうことを皆さん創意工夫しながら連携しながら、コラボレーションしながらいい川づくりにしていく。いい川づくりができるといい子供が育つし、いい町ができるということで、今後ともよろしくお願いしたいということです。

(委員長) ありがとうございます。では最後の方、お願いします。

(傍聴者) 2点述べたいと思います。1点は、市民が意見を言えるようにまとめを公開してほしい、まとめを見て意見を述べられるように配慮してほしいという点が1点です。2点目、兵庫県のイニシアチブで水辺の造園計画を立ててほしい。大きな公園です。行政が市に分かれます。ですから、県のイニシアチブが必要です。そういう造園計画を立てると百数十年の松も生きてくると思いますのでお願いします。以上です。

(委員長) はい、どうもありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、これですべての議事を終了したいと思います。進行を事務局にお返しします。

4. その他(連絡事項)

(事務局) 大石委員長、どうもありがとうございました。その他につきまして事務局の方からご説明をさせていただきます。

まず、本日の議事録、あるいは議事骨子につきましては、また委員の皆さまにご確認させていただきます。それと、委員長からご提案ございました懇談会の報告書につきましては、案を作りまして、また委員の方々にご確認をさせていただいて、まとめをさせていた

だければと思っております。

二つ目に、津波対策のことがございました。本日、参考資料の3で、これは住民からの主な意見に対しての回答なのですが、津波対策、あるいは耐震対策について、私ども県の考え方も書いておりますので、何も津波対策をしませんということではないので、よろしくをお願いします。

それと、自然環境対策について、引き続きこれについては検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

これまでアンケートとか説明会で300ほどのご意見をいただいております。先ほど申しました22個ほどは主な意見でご案内していますが、そのほかの意見につきましては、本日の傍聴者のご意見も含めまして整理いたしまして、後日ホームページで公表等考えさせていただきますと思っております。

本日の実施計画案につきまして、また武庫川の沿川の方々に資料を配布して説明会を考えております。また、県、市の広報誌、あるいは県のホームページ、あるいは河川敷に今、立てております看板等で広く公表していくことにしております。それと、少しでも治水安全度を高める、少しでも早くということで、私どもとしましては、今年の秋から低水路の拡幅という河道の掘削工事に入りたいと考えております。またその具体的な場所、あるいは時期等につきましてはさらに詰めまして、これも地元の方々、あるいはいろいろな広報の手段を使いましてご案内等させていただきたいと思っております。これからも広報に努めるとともに、武庫川の川づくりに努めていきたいと思っております。

5.閉会

(事務局) それでは、最後に一言ごあいさつ申し上げたいと思います。8月25日の第1回目以来、本当に委員の先生方にはいろいろな多方面からご意見を賜りました。われわれもその間、皆さん方のところにお寄りいたしまして説明させていただいたりもしました。まさに武庫川はこれから始まるというところがございます。そういった今後とも皆さん方のご意見をまたお伺いするかもしれません。今日の宿題をいただいたものも含めて、またご審議いただくかもしれませんが、取りあえず本日をもってこの懇談会は一応締めさせていただきます。本当にありがとうございました。